

傍聴要領

埼玉県総合リハビリテーションセンター施設部門在り方検討委員会

会議事務局：福祉部障害者福祉推進課
自立支援医療担当
電話(直通)：048-830-3295

1 傍聴する場合の手続

- (1) 会議の傍聴を希望する方は、事務局が別途定める期日までに、事務局が別途定める方法で、事前に申し込みを行ってください。なお、事前受付は、先着順で行い、定員になり次第終了します。
- (2) 傍聴の受付は、会議開始予定時刻の10分前から開始し、事前受付を済ませた方のみ入室可能とします。

2 会議の秩序の維持

- (1) 傍聴者は、会議を傍聴するに当たっては、係員の指示に従ってください。
- (2) 埼玉県総合リハビリテーションセンター施設部門在り方検討委員会設置要綱第4条の規定により会議を公開しないこととする議決があった時は、傍聴者は速やかに退場していただきます。
- (3) 傍聴者が3の規定に違反したときは、注意し、なおこれに従わないときは、退場していただく場合があります。
- (4) 傍聴者は、退場を命ぜられたときは、直ちに退場しなければなりません。

3 会議を傍聴するに当たって守るべき事項

傍聴者は、会議を傍聴するに当たっては、次の事項を守ってください。

- (1) 会議開催中は、静粛に傍聴することとし、拍手その他の方法により公然と可否等を表明しないこと。
- (2) 騒ぎ立てる等議事を妨害しないこと。
- (3) 会場において、飲食又は喫煙をしないこと。
- (4) 会場において、写真撮影、録画、録音等を行わないこと。ただし、委員長の許可を得た場合は、この限りでない。
- (5) 会場内で携帯電話等の通信機器を使用しないこと。
- (6) その他会場の秩序を乱し、会議の支障となる行為をしないこと。